福山市手数料条例第160条の4

福山市低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る手数料等を定める規則別表第1 (第3条関係)

低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素建築物認定)

①住宅(戸建住宅)

評価方法	延床面積(㎡)	事前審査なし	適合証等の添付のある場合
計標	~200未満	34,000円	5,000円
算 準	200~	38,000円	5,000円
基 仕 誘	~200未満	18,000円	5,000円
準 様 導	200~	19,000円	5,000円

②非住宅建築物

評価方法	延床面積(mi)	事前審査なし	適合証等の添付のある場合
標準	~300未満	224,000円	10,000円
	300~1000未満	280,000円	17,000円
	1000~2000未満	361,000円	27,000円
入	2000~5000未満	516,000円	79,000円
力 法	5000~10000未満	635,000円	125,000円
	10000~25000未満	751,000円	158,000円
	25000∼	856,000円	197,000円
ŧ	~300未満	86,000円	10,000円
	300~1000未満	109,000円	17,000円
デ	1000~2000未満	144,000円	27,000円
ル 建 物 法	2000~5000未満	232,000円	79,000円
	5000~10000未満	303,000円	125,000円
	10000~25000未満	364,000円	158,000円
	25000~	427,000円	197,000円

③住宅(戸建住宅以外)

評価方法	延床面積(m²)	事前審査なし	適合証等の添付のある場合
	~300未満	68,000円	10,000円
計標算準	300~2000未満	113,000円	20,000円
	2000~5000未満	193,000円	44,000円
	5000∼	276,000円	79,000円
誘	~300未満	33,000円	10,000円
基導	300~2000未満	56,000円	20,000円
準 仕	2000~5000未満	102,000円	44,000円
様	5000∼	153,000円	79,000円

〇適合証等:審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する資料

[○]変更申請についても表の金額と同様

〇複合建築物・共同住宅等の場合は、それぞれの延床面積区分に応じた「②住宅(戸建住宅以外)」と「③非住宅建築物」の手数料を合算した金額 ※共同住宅等は共用部分を「③非住宅建築物」で算定

〇共同住宅等において、共用部分は計算から除外することはできない